

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称： 名古屋市大森保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 柴田 綾弥	定員（利用人数）： 120名（127名）	
所在地： 愛知県名古屋市守山区大森3丁目504番地		
TEL： 052-798-0082		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和28年 6月19日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 名古屋市		
職員数	常勤職員： 21名	非常勤職員： 22名
専門職員	（園長） 1名	（看護師） 1名
	（保育士） 23名	（保健師） 1名
	（業務士） 2名	（その他） 15名
施設・設備の概要	（居室数） 8室	（設備等） 事務室、調理室、遊戯室
		屋上園庭、調乳室

### ③理念・基本方針

#### ★理念

一人ひとりの気持ちを受けとめ、自分を大切に思える子どもを育てます

#### ★基本方針

- ・子どもの保育にあたっては、常に子どもの視点に立ち、子どもにとってより良いものを優先します
- ・保育者は、子ども一人一人を大切にし、子どもとの心のつながりを第一として、保護者や地域社会と連携を図り、その協力の下に保育目標に沿って保育や子育て支援を行います
- ・情緒の安定を図り、養護と教育を一体として発達に即した環境を整えながら、子どもたちが心身ともに健康でたくましく、豊かな人間性を持った人となれるよう、保育を行います
- ・子どもがのびのびと楽しく過ごせ、安心できる環境を整え、子どもの生活リズムや個性を大切にしながら、子どもの発達を図ります

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

- ・安心・安全な保育の実施を土台として保育を展開している。  
子ども一人ひとりの人権を尊重する保育の実践を目指し、すべての職員が人権保育を意識し更なる保育の質の向上に努めている。
- ・人権研修を中心とし、園内公開保育を行い職員間で互いに学び合う機会を設けている。
- ・職員間での学び合いを深めるために、“職場内研修” “環境整備” “エコキッズ” “食育” “ICT（コドモン）”のグループを作り、グループのメンバーが中心となり園内研修や情報発信、情報の共有を行っている。
- ・研修に参加した職員は、職員会議の場において研修報告を行い職員間の更なる知識向上に努めている。
- ・統合保育を始め、支援を必要とする児、医療的ケアが必要な児、アレルギーを有する児、外国籍の児への合理的な配慮を行い、共に育ち合う環境を整えている。  
また、保護者への支援も行っている。
- ・“あそぼう会”を実施し地域の子育て支援を園全体で行っている。
- ・エリア支援保育所事業において専任職員を配置し、区内の教育・保育施設と共に学び合い、保育の質の向上が図れるよう研修を企画している。  
また、子育て支援の場へ職員派遣をし子育て家庭の支援を、保健センターや主任児童委員等各関係機関と連携を持ちながら実施している
- ・小学校との接続を強化していくために、小学校の教員との職員交流を進めている
- ・職員同士互いを尊重し合い、風通しのよい職場作りに努めている

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 7月31日（契約日）～ 令和 7年 7月15日（評価確定日） 【令和 6年12月24日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	初 回 （平成 年度）

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆園長の適切な判断力

着任1年目の園長は、「前園長の保育姿勢を踏襲する」ことを前提としながらも、適切な判断の下に園業務を執行している。園内で公開保育を行い、参加者全員で振り返りをして改善に向けて取り組んでいる。園長は、「ボトムアップが職員の前向きな行動を引き出す」という信念を持っており、この手法で様々な園行事において成果を挙げている。限られた時間の中ではあるが、職員相互の話合いの時間が作れるよう配慮している。運動会や夏まつりをコロナ禍前の方法に戻さず、クラスごとに実施していることも保護者の支持を得ている。

##### ◆エリア支援保育所事業との連携

園長補佐がエリア支援保育所事業の主担当であり、職員会議で詳細な地域の情報を提供している。未就園児の保護者を支援することから、様々な保育ニーズの把握につながっている。エリア支援保育所事業では、定期的なエリア内保育園等との意見交換の機会もあり、地域福祉の全体像も把握できている。園の実施する毎月の「あそぼう会」についても、エリア支援保育所事業の担当者から貴重なアドバイスが得られている。

##### ◆小学校へのスムーズな接続

小学校へのスムーズな接続を重要視し、様々な機会を使って連携を深めている。幼保小懇談会やエリア支援保育所事業も、小学校との連携を計る上での有効な情報源となっている。5歳児が小学校体験として実際に就学先の小学校を訪問し、1年生にお世話をしてもらう機会を作っており、子どもが小学校生活を身近に感じられるようにしている。

◇改善を求められる点

◆園長の目指す将来像（中・長期計画）の明文化

園の最も大きな中・長期的な課題は園舎のリニューアルである。計画が一旦ストップしているが、リ・スタートのために園長が職員の意見を集約し、市に報告書を挙げている。園舎の問題が解決を見ないと、中・長期的な見通しは立てづらいが、園長の思い描く将来的な「園のあるべき姿」を明文化し、園独自の中・長期計画を作成することが望ましい。

◆文書化の遅れ

園の運営や活動、保育実践を精査していく中で、均一で質の高い保育を担保するための仕組みや手順が、文書化（マニュアル化）されていない事例が散見された。園長はじめベテラン、中堅職員から口伝で指導が行われ、現時点では経験の浅い職員も相応の保育実践が可能となっている。一見、マニュアルの作成には時間を要して非効率的にも見えるが、整備後は業務の効率化に大きく寄与する。優先順位を決めて、必要なものからマニュアル化を図ることが望ましい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価の受審を通し、日々の保育を振り返り、職員間で保育について語り合うことができました。また、多くの気付きと学びを得ることもできました。事業に取り組んでいるが、マニュアル作成の不十分な点のご指摘をいただきましたので、作成に取り組んいきます。更に、目標に対する数値目標や具体的な到達点を設定し、園全体の保育の質の向上に努めていきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> 保育の基本的な理念や方針が定められ、園内の4ヶ所に掲示されている。入園説明会や入園式でも園長が理念に関する話をし、保護者周知を図っている。今回の第三者評価に伴う保護者アンケートでは、「理念・方針の保護者周知」の項目は、回答した保護者の92%が肯定している。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①・b・c
<コメント> 市の園長会が毎月開催され、2ヶ月ごとに区の園長会が開催されている。さらに、エリア班別の園長会が行われている。これらの会議に出席する中で、園運営に必要な情報は十分に取得できている。エリア支援保育所事業を担当する職員からも、園の活動（園開放等）に有益な情報を得ている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・②・c
<コメント> 園舎の老朽化、職員配置と時間外労働、特別な配慮を要する子どもへの適切な対応等を、喫緊の課題と捉えている。長時間保育を利用する子どもが増え、職員の協力を得て勤務シフトを回しているが、業務が時間外に及ぶことは避けられない。市・担当課との調整が必要となる。医療ケア児や障害児等、特別な配慮を要する子どもへの対応に関しては、職員意識の向上を改善策としている。			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・①・c
<コメント> 中・長期的な計画の中で、最も大きな課題は園舎のリニューアルである。計画が一旦ストップしているが、園長が職員の意見を集約し、市に報告書を挙げている。園舎の問題が解決を見ないと、中・長期的な見通しは立てづらいが、園長の思い描く将来的な「園のあるべき姿」を明文化し、園独自の中・長期計画を作成することが望ましい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・②・c
<コメント> 園独自の中・長期計画がないことから、単年度の事業計画は、前年度の事業計画を振り返り、評価した事業報告書を作成し、それを反映させて次年度の事業計画（グラウンドデザイン）を作成している。グラウンドデザインには、各年齢別の努力目標が掲げられている。この努力目標に対し、数値目標や具体的な到達点を設定し、進捗確認や最終評価を確実にすることが望ましい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 園の行事や指導計画については、その都度や毎月、半期ごとと、定められた時期に反省の機会がある。ただ、職員会議等においても、グランドデザインに掲げた努力目標への言及がない。1年間の保育の方向性を示す努力目標を、常に意識して保育にあたることを期待したい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> ICT化によるコドモンの導入によって、登降園管理や情報発信・共有の仕組みが運用されている。しかし、「事業計画の保護者周知」の項目は、肯定率が約7割と低い。事業計画の中の、保護者の興味や関心の高い項目を中心に、子どもの成長と関連付けて説明し、保護者の目を園運営（事業計画等）に向けさせる取組を期待したい。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 第三者評価は今回が初めての受審であるが、毎年全職員が「自己評価チェックリスト」を使って保育の振り返りを行っている。コロナ禍は明けたが、運動会や夏まつりは従来の方法に戻さずにクラス別で実施している。「親子で行事を楽しむことができた」と、保護者からも好評である。保育参加には、希望する保護者が参加している。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 職員個々の自己評価を園全体の評価にまとめ、「自己評価結果公表シート」を作成している。「自己評価結果公表シート」は、保護者アンケートのフィードバック時に保護者にも渡されている。課題としては、「自己評価結果公表シート」から課題を抽出し、具体的な改善策を導き出す仕組みが弱い点である。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長の責務は「運営規程」に明示されている。園長不在時の権限委任先は、「運営規程」や「保育園概要（抄）」の記述から、園長補佐がその任に当たることが読み取れる。職員に対しては、着任1年目であり、前園長の運営方針を踏襲することを明言している。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<コメント> 園運営に関係する法令等の改廃の情報は、市や区の園長会を通じて取得している。園長会で得た情報は、職員会議の中で「園長会報告」として伝えている。子どもへの権利侵害等、直接保育に関わる事案もあるが、園長の得た情報を、伝達研修等によって職員に周知・徹底させる取組みには至っていない。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> 園内で公開保育を行い、参加者全員で振り返りをして改善に向けて取り組んでいる。園長は、「ボトムアップが職員の前向きな行動を引き出す」という信念を持っており、この手法で様々な園行事において成果を挙げている。限られた時間の中ではあるが、職員相互の話合いの時間が作れるよう配慮している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<コメント> ICT化を推進し、職員の業務量の削減を図っている。各クラスにタブレットが配備され、コドモンへの入力が可能である。時間を有効に使うために、多くのクラスで子どもの午睡時に入力が行われている。園長が各職員と年に2回程度の面談を実施し、意見や要望、就労意向等を聞き取っている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 職員の採用は市が主管しており、入園希望者の保護者対応（見学）は園で行っている。定着対策としては、風通しの良い職場づくりを目標に、ボトムアップによる職員意見の尊重や、職員間の良好なコミュニケーションによるチームワークの醸成に努めている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<コメント> 一部成果主義の考え方を取り入れた年功序列型のキャリアパスが構築されている。自己査定と上司（園長）査定による人事考課を年に1回行い、結果は昇給や賞与に反映される。人事考課の結果は、フィードバック面接を通して園長から職員に知らされている。人事考課の考課者訓練は、市の主導で行われている。「目標設定シート」を使い、目標管理を行っている。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>長時間保育を利用する子どもの増加により、職員がローテーションの時差勤務シフトを組んで早朝・長時間保育にあっている。これが時間外労働の増加につながる可能性もある。有給休暇の取得に関しては50%の消化率であり、一般の職員に関しては取りやすい環境である。一部、職位職階による取りづらさが見られる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年度、「目標設定シート」を使って職員個々の年度目標を設定している。期中で進捗状況を確認し、最終評価を「人事評価結果記入表」に反映させ、フィードバック面接の資料としている。可能な限り、個人の年度目標は、事業計画（グランドデザイン）の努力目標と連動させて設定することが望ましい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、市の「研修受講予定表」に従って研修を受けている。その他の研修・訓練は、予定が「訓練のテーマ・取組み」として示され、毎月の実施である。研修受講後には「研修報告書」が作成され、研修で得た学びや気づきから行動目標（アクションプラン）が記述されている。ただ、行動目標の実践を評価する仕組みがなく、研修効果の確認ができていない。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>研修参加に職員ごとの偏りが出ないよう、職員に対して年間に1つ以上の研修参加を課している。市・人事課で主要な研修の受講履歴を管理しており、職員個々には、「研修受講記録カード」で個別管理を行っている。コロナ禍以降、Webでの研修や動画配信による研修が増えており、時間や場所の制約も少なく、研修受講の機会は増えている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園舎のリニューアル工事が予定されていたため、実習生受入れの計画は作成されていない。かつては保育実習生や看護実習生の受入れ実績があるが、マニュアルは「保育実習の手引き」を準用して看護実習生にも対応してきた。「保育実習の手引き」に看護実習の部分を追記するか、新たに「看護実習の手引き」を整備することが望ましい。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公立園であり、園独自のホームページは開設していない。市のホームページから検索が可能であり、入園希望者（保護者）が必要とする園の一般的な情報は網羅されている。苦情情報についての公開が行われておらず、苦情を適切に処理・解決するための手順を示す規程やマニュアル類も確認することができなかった。早急な整備が求められる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の現金出納は、3万円を限度とする小口現金制をとっている。購買等は園長が決裁権を有し、出納責任者の任も受けている。内部牽制を働かせる意味からも、決裁者と出納責任者を2者に分かつことが望ましい。市の事務監査においては、特段の指摘事項はない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      事業計画（ランドデザイン）の中にエリア支援保育所事業のコーナーを設け、「地域の保育の質の向上、地域の子育て家庭への支援」を宣言している。エリア支援保育所事業としての事業計画を作成し、毎月の実績を市に報告している。「全体的な計画」からも、地域との関わりの全体像が確認できる。地域交流がコロナ禍前の状態には戻ってはいないが、取組みは活発さを増している。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      「全体的な計画」では中学生の体験学習が計画されているが、園舎リニューアル工事の計画があったため、今年度の受入れはない。学校教育への協力を積極的に進められたい。恒例になっているクリスマスのサンタの来訪に加え、地域の篤志家から園庭を彩る花の苗の提供もある。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      「おさんぽマップ」には、園周辺の公園がマーキングされている。職員室には、医療機関が網羅された「各病院の連絡先」が一覧化されて掲示されている。子どもたちの就学先は7つの小学校に分かれるが、小学校の見学は子どもたち全員を近隣の小学校に引き受けてもらっている。市・保育運営課や区・民生子ども課、児童相談所等の行政機関とも常に連携がとれる体制である。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	④ ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      園長補佐がエリア支援保育所事業の主担当であり、職員会議で詳細な地域の情報を提供している。未就園児の保護者を支援することから、様々な保育ニーズの把握につながっている。エリア支援保育所事業を通じて、地域福祉の実態も把握できている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	⑤ ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      エリア支援保育所事業とは別に、園独自で毎月「あそぼう会」を開催している。地域の子育て世代を対象とし、毎回10組前後の未就園児親子の参加がある。季節に合わせた企画を用意し、参加した親子が楽しんで保育園生活を実感できるよう配慮している。時には在園児が加わったり、エリア支援保育所事業の担当職員がアドバイスをするなど、成果も挙がっている。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	㉖ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人権公開保育をすべてのクラスで実施するなど、高い権利意識の下で保育が実践されている。子どもを尊重する保育は、一人ひとりの子どもに丁寧に寄り添う保育と理解している。共有ノートを使用し、園内の情報や子どもの状況を全職員が共有する仕組みがある。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉗ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>虐待防止に関するマニュアルはあるが、プライバシー保護に関するマニュアルは作成されていない。園庭から自由に出入りできるトイレのドアが開け放しになっていた。可動式のドアを使用するなどの配慮が望まれる。新入職員の教育用として、また職員が高いレベルで均一的な保育を提供するためにも、プライバシー保護の拠り所となるマニュアルの整備は欠かせない。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉘ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園のリーフレットは、区役所や市民の目に触れるところに配架してある。園見学の保護者には、園長が口頭で説明している。市のホームページを検索すれば園の情報にたどり着くが、園独自のアピールが弱い。公立園であることから園独自のホームページの開設は難しいが、子どもや保護者に園を選んでもらえるような工夫を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉙ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育の開始や変更にあたり、丁寧に個別対応を行っている。説明は園長が中心となって行っているが、どの職員でも同じような対応ができるよう、ルールや手順を明確にして、文書化（マニュアル化）しておくことが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉚ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公立保育園という立場上、独自の判断で文書化を進めることはできないとして、転園や退園時の手続きが文書化されていない。園長等、特定の職員のみが対応するのではなく、より多くの職員が対応できるよう、手順を文書化しておくことが望ましい。卒園や転園後も信頼している職員と話ができるよう、相談窓口の設置も重ねて望みたい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉛ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもや保護者の満足度を把握するために、夏祭りと運動会の後に保護者アンケートを実地している。このアンケートを用いて行事を見直したり、新たな方向へ行くように分析・検討を行っている。さらに、年間を通しての保護者アンケートを実施しており、これらのアンケート結果を保護者にフィードバックしている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉜ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の仕組みが「重要事項説明書」に記載されており、苦情受付対応ボードの設置もあるが、苦情・相談を受け付けるポストが分かりやすく設置されていない。「苦情解決フローチャート」があれば、その仕組みを職員全員が周知できる。職員個々の努力に任せるだけでなく、ルール化や組織的な対応を検討されたい。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 日々のコミュニケーションは積極的に行われているが、声に出せない保護者の声を拾ってほしい。「子どもを預けているので意見しにくい」という声を流さないために、環境を整えることを望みたい。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保護者からの意見は、必要に応じて職員会議で共有している。保護者に対して、「いつでも、何でも相談にのる」ことを周知し、保護者の保育園への信頼を高めようとしている。今後の課題は、相談や意見に適切かつ迅速に対応するための園独自のマニュアルの作成である。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ヒヤリハットとケガ報告書が一緒になっており、集計や分析を行う際に少々見づらい点は否めない。事故発生時などに対応するための、マニュアルがないことに不安がある。市に頼ることなく、可能であればより多くの職員が参加し、園独自のマニュアルを作成することを望みたい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 感染症予防の対策はしているが、それらを明文化したマニュアルがない。全職員が同じ考えで同じ行動をとれるよう、マニュアルの整備を望みたい。誤飲や誤食、嘔吐、AED、エビペン、SIDS（乳幼児突然死症候群）、見失い、熱性けいれんなど、抜き打ち訓練を行う事でも、職員の理解の度合いを知ることができる。定期的に行ってほしい。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	保39	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 毎月実施する避難訓練を通して、職員全員が子どもの身の守り方を十分に理解している。様々な想定で行い、避難先の小学校や消防、警察等と連携して行うこともある。災害備蓄品はローリングストック制で管理し、食料・飲料は給食担当職員を責任者として管理している。		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 標準的な実施方法が記載された「保育をつなぐ」と題した冊子が作成されているが、十分に活用されているとは言い難い。今後はそれらも活用し、職員全員で保育の振返りを行い、次年度の園の方針や年間目標を立てて行くことを期待したい。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保育中に起こったことについて職員間で話し合いを行って共有し、標準的な実施方法を見直す機会は設けられている。ただ、見直しが不十分で、「保育をつなぐ」の内容にまでは言及していない。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; アセスメントにより、入園前の子どもの生活の状況も記録してある。それにより、入園後の個々の指導計画にも反映させている。気になる子どもに対しては、市や療育センターとの連携を密にしている。日々の保護者とのコミュニケーションから得られた情報も、必要に応じて指導計画に反映させている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 職員それぞれが指導計画を作成すると、当然個人差が生まれる。そのギャップを埋めるため、年間指導計画は半期ごとに見直しを行っている。緊急に指導計画を変更する場合の手順が明確になっておらず、検討を願いたい。「指導計画が急に変わることはない」との先入観を持たず、常により良い子どもへの保育を追い求めて欲しい。それを行うことで、保育の質の向上につながる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 子どもたちの成長、保育の記録は適切に作成されている。毎日の登降園時に積極的に保護者とコミュニケーションを図り、朝は家庭での様子を聞き取り、夕方は当日の保育の状況を伝え、保護者と職員が情報を共有している。それらのやり取りも、必要に応じて記録に残している。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 個人情報の取扱いは、市や園で定めたルールが確立しており、それに沿って管理している。個人情報を含んだ資料や記録は鍵付きの書庫で保管され、園外への書類の持ち出しは禁止されている。職員研修を通し、「個人情報保護法」の遵守に努めている。</p>		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>定期的に理念に基づいた話し合いを行い、保育目標や方針を職員全員が周知しているか確認している。それを踏まえて、会議などを使って「全体的な計画」の作成や見直しを行っている。園の「全体的な計画」と事業計画（ランドデザイン）との整合も図られている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園庭から自由に入れるトイレのドアが開け放したままだったり、掲示物のテープが半分はがれた状態のものもあった。乳児の箱椅子の木の劣化に対しても、職員はケガや事故につながる危険性を認識しているものの、「老朽化」を理由として現状に甘んじている。昔ながらの保育園と言われられないためにも、老朽化だけを理由とせず、今できる環境の整備を望みたい。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	③ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全職員が同じ視点で子どもたちを見ることができるよう、会計年度任用職員に対しても、子どもに寄り添う気持ちを持つことや穏やかな言葉遣いを指導している。時間的な制約はあるが、会計年度任用職員も計画的に研修を受講できるよう配慮している。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ④ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちが、毎日の生活の中で無理なく基本的な生活習慣を身に付けていくために、職員の人数配置を工夫して援助している。子どもの発達段階について、職員同士で情報を共有している。一方で、保護者とも情報を共有し、家庭と園との協力・連携して取り組むことが必要となる。必要な面談を都度行い、送迎時に聞き取った情報に関しても、必要に応じて記録に残すことが望ましい。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ⑤ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年齢に合わせて、子どもが主体的に活動することを支える支援が、年間の指導計画に記載されている。しかし、コロナ禍以降、地域と接する機会は減り、社会的なルールやマナーを地域社会との関わりの中で学ぶ機会は減少している。職員が企画を出し合い、子どもたちが非日常を楽しみ、その中で様々な人間関係を創り上げていくことを期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	⑥ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は子ども一人ひとりとゆったり関わっており、信頼できる大人のもとで生活をしているという安心感が感じられる。子ども一人ひとりに、個別の指導計画も作成されている。特に家庭との連携を重要視し、1歳の誕生日を迎えるまでは、家庭と園の生活の様子が連続して記録できるよう、「おたより帳」の形式を変更して対応している。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	⑦ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりに寄り添うことや情緒の安定を大切にすることを、職員が意識して保育にあたっている。月齢差で保育や食事に時間差を設けており、急かしたり強制するなどの職員都合の保育は見られない。担任の職員だけでなく、様々な職員との関わりが持てるよう、調理担当の職員や看護・保健師との接点も設けている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt;          子ども自身が、自由に自分で遊びを選んで活動しており、さらに子ども同士が協力して活動できるよう、職員が環境設定の配慮をしている。各年齢（クラス）において、子どもの主体性と集団生活との調和がとれた保育を目指している。毎日の保育の場面にタイトルを入れてエピソードにし、職員間で振り返りを行って共有している。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt;          入園前に障害が分かっている子どもや、入園後に障害が分かった子どもなどについて、安心して園生活ができるように職員がゆっくりと丁寧に関わっている。市のスーパーバイザーの巡回を受け、適切なアドバイスをもらっている。職員は積極的に関連する研修に参加し、学んだことを職員間で共有している。子どもの障害を受け入れられない保護者にも、急がずに徐々に受容が進むよう配慮している。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt;          早朝から登園する子どもや、長時間保育を利用する子どもの数が増えてきている。そのため、職員がローテーションを組み、時差勤務体制で保育にあたっている。昼間の保育を担当する職員が長時間保育にあたることもあり、保護者に昼間の保育の様子を伝えることもできることから、保護者にも好評である。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt;          小学校へのスムーズな接続を重要視し、様々な機会を使って連携を深めている。幼保小懇談会やエリア支援保育所事業も、小学校との連携を計る上での有効な情報源となっている。5歳児が小学校体験として実際に就学先の小学校を訪問し、1年生にお世話をしてもらう機会を作っている。</p>		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt;          エリア担当の看護・保健師がおり、子どもの健康管理にあたっている。新型コロナ、手足口病、インフルエンザ、胃腸風邪と、様々な感染症が園を襲ってくる。しかし、感染症の流行が収まってくると、職員や保護者の感染防止の意識が薄れてくるので、職員に対しては看護・保健師が保健計画を綿密に作成し、保護者に対しては「保健だより」を配付するなど、危機意識の喚起を図っている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt;          定期的な健康診断や歯科健診は年間行事計画に記載されており、身体測定は毎月の実施である。健診の結果を保護者に伝え、職員間でも共有を図っている。しかし、健診の結果が保育に反映されていない。子ども個々に取り組むことや、クラス全体で取り組むこと等を見極め、保育の一環として取り組まれない。保育の場面変更の間の5分保育などに組み込むことも一考であろう。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt;          アレルギー児については、入園前に必ず検査を行ってもらい、医師が作成した「管理指導表」の提出を求めている。入園後も毎年検査をしてもらい、「管理指導表」に沿って保育（食事の提供）を行っている。他の保護者にもアレルギー児への保育を理解してもらうため、「保健だより」に定期的に関連記事を載せている。調理担当職員とクラス担当の職員が連携し、万全なアレルギー児対応を行っている。</p>		
<p>A-1-(4) 食育、食の安全</p>		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ ② ・ ③
<p>&lt;コメント&gt;          コロナ禍も明け、落ち着いた環境の中で楽しく話をしながら給食を摂ることができている。しかし、食事のマナーや食具の使い方については、計画通りの成果が挙がっていない。園内研修の食育グループの課題として、「食育」に組み込んで取り組むことを期待したい。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 職員と子どもと一緒に食事をするに留まらず、調理担当職員もクラスに入って食事を摂り、子どもの嗜好や喫食状況等を把握している。時には季節の行事食も提供し、子どもたちからは好評を得ている。検食の結果は「検食簿」に記録しているが、各クラスの残食は記録に残していない。検食や残食チェックを形だけのものとせず、献立や調理等に活用して、子どもの豊かな「食育」の支えとされたい。</p>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 朝夕の送迎時には、職員と保護者とが必ず子どもの様子を細かく伝え合っており、個人面談も行っている。特に乳児（0歳児）については、子どもが1歳の誕生日を迎えるまでは、家庭と園の生活の様子が連続して記録できるよう、「おたより帳」の形式を変更して対応するなどの工夫がある。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 毎日の送迎時に、職員は意識して（積極的に）保護者とコミュニケーションをとっている。保護者から意見や相談を受けた担任の職員が、自身で回答や対応が困難な場合には、意見や相談を園長まで挙げる仕組みがある。しかし、保護者と職員との口頭でのやり取りを記録に残す仕組みはない。進級して担任の職員が代っても、必要な情報が確認できるよう、記録に残すことが望ましい。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 家庭での虐待等権利侵害に関しては、職員は早期発見・早期対応に向けての研修を受け、常に子どもや保護者の様子や状態を観察している。虐待等が疑われる場合には、公益通報義務の意識もある。課題は、幼児虐待の防止や早期発見のためのマニュアルが整備されていない。家庭での虐待だけでなく、職員による不適切保育や差別、虐待等も視野に入れ、マニュアルを整備して園内研修を実施されたい。</p>		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 定期的に、「自己評価チェックリスト」を使い、職員自身の保育の振り返りを行っている。その結果を基に園長と面談を行い、目標を定めて保育にあたるなど、職員個々の育成の仕組みとしている。しかし、自己評価の結果を集計したり分析することはなく、園全体の評価へは昇華させていない。職員の自己評価から、園の課題を抽出することを期待したい。</p>		